



別居や離婚後の共同監護、共同養育及び 親子の面会交流に関する法整備を求める意見書

我が国では、毎年約25万組の夫婦が離婚し、そのうち約16万組には未成年の子どもがおり、単独親権制度を採用していることから、離婚時における子どもの奪い合いや別居や離婚後の面会交流を拒み、多くの子ども達は非親権者となった片方の親と面会ができなくなっている。子どもとの面会交流を求めて、全国の家裁裁判所に審判や調停を申し立てる件数は、年々増えているが、調停や審判を経て定められた面会交流の取り決めが履行されないで、「引き離し」にあっていく子どもが多くいる。また、養育費負担の義務が履行されず、子育てを行うに経済的困難な状態に陥るケースがあり、社会問題となっている。

先進諸国では、別居や離婚後も双方の親が子どもを守っていくという意識の浸透が強く図られ、別居や離婚後において、面会交流の取り決めなど両親双方の監護、養育に関する権利と義務を裁判所など司法の立場で強く履行させている。

我が国もそれらの例に習い、民法第819条の改正あるいは運用則を検討しながら、共同監護、共同養育制度を導入し、両親双方の権利と義務を明確にすることにより、課題解決ができる。

加えて、共同監護、共同養育制度を導入する際には、次の事項を整備することで、両親双方の権利と義務が履行され、実効性ある制度となる。

1. 別居や離婚の際に、子どもが成人するまでの間の養育費負担や面会交流の実施を具体的に定めた「養育プラン」を作成し、履行することを義務とする法整備を行うこと。特に面会交流の実施には両親双方の権利義務の履行ができるよう、両親双方への時間的充足を考えること。
2. 「養育プラン」の作成、履行を確実なものとするために、第三者による仲介支援や安全な面会場所の確保、別居や離婚後の親子関係について親が学べる教育プログラムの提供、面会交流のガイドラインなど社会的支援の整備を行うこと。
3. 離婚成立前、突然、配偶者が子どもを連れ去り、長期にわたって姿を隠すいわゆる「連れ去り別居」及び「追い出し別居」は、DVや虐待などからの緊急避難の場合を除き、子どもの養育上、あるいはその後の親子関係を維持する上

でも悪い影響を及ぼすとされている。相談、仲介など社会的支援、司法的手続きが速やかに受けられるよう制度整備を行うこと。

以上のことが実施されることで、別居や離婚後であっても子どもの養育に関しては両親双方が適正に権利と義務を履行することができ、子育てが確実になされる社会を確立することが必要である。よって、下記の通り強く要望する。

記

1. 両親双方の共同監護、共同養育制度を整備すること。
2. 両親双方の共同監護、共同養育制度が確実に履行されるよう上記意見文に示した社会的、司法的諸制度を整備すること。
3. 別居や離婚後の養育に関する問題は緊急を要するものと考え、速やかに整備を開始すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日

碧南市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、厚生労働大臣